

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000306号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000031号

第1 結論

昭和56年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和57年3月まで

私の父は、学生だった私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。父が私と同じように保険料を納付してくれていた兄の年金記録は、当初確認できなかった国民年金の納付記録が判明し、記録訂正が行われたと聞いている。父は亡くなっており、確認することはできないが、間違いなく私の保険料を納付してくれていたのので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和57年7月15日に払い出されていることが確認できるところ、同年9月1日発行のA市の広報誌において、社会保険事務所(当時)が前年度の国民年金保険料の納付書を送付した旨記載されていることから、請求期間に係る保険料を遡って納付することが可能である。

また、請求期間は、*か月と短期間であり、請求期間直後の期間である昭和57年4月から昭和58年3月までの期間に係る請求者の国民年金保険料は、日本年金機構から提出された資料により昭和57年7月29日に納付されていることが確認できる上、請求者は、請求期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

さらに、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の父親は、保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳に到達する月の前月までの国民年金加入期間に係る保険料を全て納付しており、請求者の母親及び兄についても、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000337号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000104号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額をそれぞれ30万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月31日
② 平成29年12月29日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成29年1回目賞与勤怠支給控除一覧表」及び「平成29年2回目賞与勤怠支給控除一覧表」並びに「平成29年1回目賞与銀行振込一覧表」及び「平成29年2回目賞与銀行振込一覧表」により、請求者は、請求期間①及び②において、同社からそれぞれ30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年9月30日(受付)に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら

れる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000338号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000105号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額をそれぞれ30万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月31日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月31日
② 平成29年12月29日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「平成29年1回目賞与勤怠支給控除一覧表」及び「平成29年2回目賞与勤怠支給控除一覧表」並びに「平成29年1回目賞与銀行振込一覧表」及び「平成29年2回目賞与銀行振込一覧表」により、請求者は、請求期間①及び②において、同社からそれぞれ30万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年9月30日(受付)に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら

れる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2000366 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2000030 号

第 1 結論

昭和 56 年 12 月から昭和 57 年 9 月までの期間及び平成元年 5 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 12 月から昭和 57 年 9 月まで
② 平成元年 5 月

請求期間①は昭和 56 年 12 月に、請求期間②は平成元年 5 月に父が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたはずなので、調査の上、請求期間①及び②の記録を国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、請求期間①は昭和 56 年 12 月に、請求期間②は平成元年 5 月に、請求者の父がそれぞれ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれたとしているが、当該加入手続及び保険料納付を行ったとする父は、既に亡くなっており、当時の事情を聴取できず、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、請求者が請求期間①及び②当時に住民登録していた A 市は、当該期間に係る課税資料、保険料の納付記録等に関して、保存期間を経過しているため確認できない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、請求期間①について、請求者は、請求者の父が昭和 56 年 12 月に加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*) (以下「手帳記号番号」という。) は、昭和 62 年 5 月 26 日に A 市において払い出され、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる上、オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者資格取得年月日は同年 3 月 21 日とされており、当該被保険者資格取得年月日より前に、国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求者の手帳記号番号において請求期間①に係る国民年金の加入手続は行われておらず、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、請求期間②について、請求者は、請求者の父が平成元年5月に国民年金の再加入手続を行ったとしているが、オンライン記録によると、請求者は、昭和63年5月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより同日で国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、平成元年10月1日に国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、請求者の請求期間②に係る国民年金の再加入手続は行われておらず、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間であったと考えられる。

加えて、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び請求期間①及び②にA市において払い出された手帳記号番号について、紙台帳検索システムにおける国民年金手帳記号番号払出簿の全件調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。